

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年9月26日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成28年度地域センター建築物等定期点検業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0019 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき建築物等の定期点検を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年2月28日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市寺西地域センターほか5施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>建築物の定期点検
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店又は営業所を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。
- 東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年9月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 有
ウ 質問書提出期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年10月6日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年10月13日～ 平成28年10月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年10月17日 午前10時45分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度地域センター建築物等定期点検業務 仕様書

1 業務名

平成28年度地域センター建築物等定期点検業務

2 履行場所

東広島市寺西地域センターほか5施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年2月28日まで

4 業務対象施設の名称

東広島市寺西地域センターほか5施設（別紙「平成28年度建築物等定期点検対象施設一覧」のとおり）

5 業務内容

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき東広島市地域センターにおける建築物等の定期点検を行うもの。

（施設ごとの建築物等点検一覧）

施設名称	点検内容			
	建築物	防火設備	昇降機等	建築設備
東広島市寺西地域センター	○			○
東広島市郷田地域センター	○			○
東広島市東西条地域センター	○			○
東広島市川上地域センター	○			○
東広島市高屋西地域センター	○			○
東広島市高美が丘地域センター	○			○

6 業務目的

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

7 点検実施者

本業務の点検は、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める資格を有する者が行うものとする。

資格者名称	本業務における実施の有無	点検内容			
		建築物	防火設備	昇降機等	建築設備
特定建築物調査員	○	○			
防火設備検査員			○		
昇降機等検査員				○	
建築設備検査員	○				○

※一級建築士又は二級建築士の資格を有する者は、いずれの点検内容も実施することができる。

8 業務仕様

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、記録する。

(1) 本業務の点検項目及び判定基準は、国土交通省の次の告示による。

本業務の該当	点検内容	告示
○	建築物	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）
○	建築設備	建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）

(2) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市建築物維持管理共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

(3) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。

9 資料の貸与及び返却

(1) 発注者が保有する「竣工図」等の業務に関する資料（「竣工図」を保有していない施設もある）は、資料借用書の作成をもって受注者に無償にて貸与する。貸与期間は、2週間を限度とする。

(2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなったとき又は委託業務完了後に、速やかに返却すること。

(3) 万一資料に損傷を与えた場合には、受注者が責任を持って修復すること。

1 0 提出書類

- (1) 受注者は、点検の結果等の記録を報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出し、実地又は書面による確認を受けるものとする。
- (2) 次の書類を2部作成し、東広島市生活環境部地域づくり推進課に提出すること。
 - ・ 定期点検報告書 (様式1-1)
 - ・ 点検結果表 (様式1-2)
 - ・ 点検結果図 (様式1-3)
 - ・ 関係写真 (様式1-4)(カッコ内の様式番号は資料整理上の例示である。様式は任意とするが、「8業務仕様」に示す点検項目及び判定基準に対応したものであること。)

1 1 その他業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務実施前に発注者と作業日程及び作業内容について打ち合わせを行い、作業計画書を作成し、承諾を受けること。
- (2) 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理者等を立ち合わせるものとする。
- (3) 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期すこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令を遵守し、安全管理について万全を期すこととする。
- (7) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、発注者から業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、必要に応じて補足説明及び立会い等の措置を取ること。
- (9) 受注者は、適正に業務を完了させるため、業務実施責任者及び業務担当者からなる業務実施体制を組織し、業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行う。
- (10) 受注者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (11) 駐車場については、他の施設利用者等に支障がない範囲で利用できるものとする。

別紙

平成28年度建築物定期点検対象施設一覧

施設名称	所在地	建築物の 用途種別	点検対象となる建築設備				建物構造	建築面積 (延べ床面積)
			換気設備	排煙設備	非常用 照明設備	給排水設備		
東広島市寺西地域センター	東広島市西条町寺家 3166 番地 1	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 1243.52 m ² (959.15 m ²)	
東広島市郷田地域センター	東広島市西条町郷曾 1130 番地 5	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 1139.26 m ² (1004.48 m ²)	
東広島市東西条地域センター	東広島市西条土与丸 二丁目 3 番 4 号	集会場	○		○	○	鉄骨造 803.3 m ² (797.8 m ²)	
東広島市川上地域センター	東広島市八本松飯田 八丁目 19 番 49 号	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 882.36 m ² (800.4 m ²)	
東広島市高屋西地域センター	東広島市高屋町杵原 1316 番地 1	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 631.31 m ² (943.47 m ²)	
東広島市高美が丘地域センター	東広島市高屋高美が 丘四丁目 34 番 2 号	集会場	○		○	○	鉄骨造 950.43 m ² (799.96 m ²)	